

令和5年和泉市議会第1回定例会議案書（条例案）目次

| 種別及び番号 | 件名 | 摘要 |
|--------|--|-------|
| 議案第10号 | 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（低炭素建築物等関係） | P. 2 |
| 議案第11号 | 和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について | P. 13 |
| 議案第12号 | 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について | P. 16 |
| 議案第13号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | P. 21 |
| 議案第14号 | 和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について | P. 25 |
| 議案第15号 | 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | P. 33 |
| 議案第20号 | 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成等規制法関係） | P. 35 |
| 議案第21号 | 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定について | P. 39 |
| 議案第23号 | 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | P. 45 |
| 議案第24号 | 和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について | P. 49 |
| 議案第25号 | 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について | P. 51 |
| 議案第26号 | 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | P. 63 |
| 議案第27号 | 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | P. 68 |
| 議案第28号 | 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | P. 73 |
| 議案第29号 | 和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について | P. 90 |

議案第 10 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る新たな手数料の額を規定するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | | | | | 旧 | | | | | |
|---------------|---------------------|----------------|---------------------|--------------------|---------------|-------------------|----------------|-------------------|-------|---------|
| 別表第2の7（第2条関係） | | | | | 別表第2の7（第2条関係） | | | | | |
| 項 | 区分 | | | 手数料の額 | 項 | 区分 | | | 手数料の額 | |
| | 認定等 申請に係 る建築物 | 認定等に係る評 価方法 | 認定申請に係る床面 積の合計 | | | 認定等 に係る建築 物 | 認定等に係る評 価方法 | 認定申請に係る床面 積の合計 | | |
| (中略) | | | | | (中略) | | | | | |
| 2 | 一戸建て の住宅 | 略 | | | 2 | 一戸建て の住宅 | 略 | | | |
| | | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 200平方メートル 未満のもの | | | 22,400円 | その他 のもの | 略 | |
| | | | | 200平方メートル 以上のもの | | | | | | 23,900円 |
| | | その他の もの | 略 | | | | | | | |
| 3 | 共同住宅 | 略 | | | 3 | 共同住宅 | 略 | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | |
|---|------------|---------------------|---|----------|---|--|--|
| 等 | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 300平方メートル | 39,900円 | 等 | | |
| | | | 未満のもの | | | | |
| | | | 300平方メートル | 67,300円 | | | |
| | | | 以上2,000平方 メートル未満のもの | | | | |
| | | | 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの | 119,900円 | | | |
| | | | 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル未満 のもの | 180,100円 | | | |
| | | | 10,000平方メ ートル以上25,0 00平方メートル未 満のもの | 328,800円 | | | |
| | | | 25,000平方メ ートル以上50,0 00平方メートル未 | 554,600円 | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|--|---------------|--------------|---------------------|-----------|-----------------|------|---|--|--|
| | | | | 満のもの | | | | | |
| | | | | 50,000平方メ | 971,100円 | | | | |
| | | | | 一トール以上のもの | | | | | |
| | | | その他のもの | 略 | | | | | |
| (以下略) | | | | | (以下略) | | | | |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | |
| 1～5 略 | | | | | 1～5 略 | | | | |
| 6 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。別表第2の11において同じ。 | | | | | 6～8 略 | | | | |
| 7～9 略 | | | | | 別表第2の11 (第2条関係) | | | | |
| 別表第2の11 (第2条関係) | | | | | 別表第2の11 (第2条関係) | | | | |
| 項 | 区分 | | | 手数料の額 | | | | | |
| | 変更の認定申請に係る建築物 | 変更の認定に係る評価方法 | 変更の認定申請に係る部分の床面積の合計 | | | | | | |
| (中略) | | | | | (中略) | | | | |
| 2 | 一戸建て | 略 | | | 2 | 一戸建て | 略 | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | |
|---|-----------|------------|---------------------|--|--|------------|-----------|---|
| | の住宅 | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 200平方メートル 未満のもの 200平方メートル 以上のもの | 11,800円 12,600円 | | | |
| | | その他の もの | | 略 | | その他の もの | 略 | |
| 3 | 共同住宅 等 | 略 | | | | 3 | 共同住宅 等 | 略 |
| | | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 300平方メートル 未満のもの 300平方メートル 以上2,000平方 メートル未満のもの 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル未満 のもの | 20,600円 34,300円 60,600円 90,800円 | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | |
|-------|--|--------|---------------------------------|----------|-------|--------|---|
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 165,100円 | | | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 278,400円 | | | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 487,100円 | | | |
| | | その他のもの | 略 | | | その他のもの | 略 |
| (以下略) | | | | | (以下略) | | |

別表第2の16 (第2条関係)

| 項 | 区分 | | | 手数料の額 |
|------|--------------|------------|------------------------|-------|
| | 認定等の申請に係る建築物 | 認定等に係る評価方法 | 認定申請に係る共用部分を考慮した床面積の合計 | |
| (中略) | | | | |
| 2 | 一戸建て | 略 | | |

別表第2の16 (第2条関係)

| 項 | 区分 | | | 手数料の額 |
|------|-----------|------------|------------------------|-------|
| | 認定等に係る建築物 | 認定等に係る評価方法 | 認定申請に係る共用部分を考慮した床面積の合計 | |
| (中略) | | | | |
| 2 | 一戸建て | 略 | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | |
|---|-----------|------------|---------------------|--|--|------------|-----------|---|
| | の住宅 | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 200平方メートル 未満のもの 200平方メートル 以上のもの | 20,100円 21,600円 | | | |
| | | その他の もの | | 略 | | その他の もの | 略 | |
| 3 | 共同住宅 等 | 略 | | | | 3 | 共同住宅 等 | 略 |
| | | その他 のもの | 誘導仕様 基準によ るもの | 300平方メートル 未満のもの 300平方メートル 以上2,000平方 メートル未満のもの 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル未満 のもの | 37,600円 65,000円 117,600円 177,800円 | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | |
|-------|--|--|--------|---------------------------------|----------|--|--|--|
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 326,500円 | | | |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 552,300円 | | | |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 968,800円 | | | |
| | | | その他のもの | 略 | | | | |
| (以下略) | | | | | (以下略) | | | |

備考

- 1 略
- 2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計に、当該増加に係る部

備考

- 1 略
- 2 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の共用部分を考慮した床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の共用部

| 新 | | | | 旧 | | | | | |
|--|---------------|--------------|------------------------------|------------------------------------|---------|---------------|--------------|------------------------------|-------|
| 分以外の部分の共用部分を考慮した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えて面積とする。 | | | | 分を考慮した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えて面積とする。 | | | | | |
| 3～5 略 | | | | 3～5 略 | | | | | |
| 6 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。次表において同じ。 | | | | | | | | | |
| 7～9 略 | | | | 6～8 略 | | | | | |
| 別表第2の17 (第2条関係) | | | | 別表第2の17 (第2条関係) | | | | | |
| 項 | 区分 | | | 手数料の額 | 項 | 区分 | | | 手数料の額 |
| | 変更の認定申請に係る建築物 | 変更の認定に係る評価方法 | 変更の認定申請に係る部分の共用部分を考慮した床面積の合計 | | | 変更の認定申請に係る建築物 | 変更の認定に係る評価方法 | 変更の認定申請に係る部分の共用部分を考慮した床面積の合計 | |
| (中略) | | | | (中略) | | | | | |
| 2 | 一戸建ての住宅 | 略 | | | 略 | | | 略 | |
| | | その他 | 誘導仕様 | 200平方メートル | 10,700円 | その他 | 略 | | |
| | | のもの | 基準によるもの | 未満のもの | | | | | |
| | | | | 200平方メートル | 11,400円 | | | | |
| | | 以上のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの | 略 | | | | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|---|-----------|-----|------|---|---|-----------|----------|--|--|
| 3 | 共同住宅 等 | 略 | | | 3 | 共同住宅 等 | 略 | | |
| | | その他 | 誘導仕様 | 300平方メートル | | | 19,400円 | | |
| | | のもの | 基準によ | 未満のもの | | | | | |
| | | | るもの | 300平方メートル | | | 33,100円 | | |
| | | | | 以上2,000平方 メートル未満のもの | | | | | |
| | | | | 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの | | | 59,400円 | | |
| | | | | 5,000平方メー トル以上10,00 0平方メートル未満 のもの | | | 89,600円 | | |
| | | | | 10,000平方メ ートル以上25,0 00平方メートル未 満のもの | | | 164,000円 | | |
| | | | | 25,000平方メ ートル以上50,0 | | | 277,300円 | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|---|--|--|--------|-------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | 00平方メートル未満のもの | | | | | |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 486,000円 | | | | |
| | | | その他のもの | 略 | | | | | |
| (以下略) | | | | | (以下略) | | | | |
| 別表第2の20 (第2条関係) | | | | | 別表第2の20 (第2条関係) | | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 備考 | | | | | 備考 | | | | |
| 1～3 略 | | | | | 1～3 略 | | | | |
| 4 「仕様基準等」とは、仕様基準、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。 | | | | | 4 「仕様基準等」とは、仕様基準、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号イ(2)(ii)の基準並びに同号ロ(2)の基準をいう。 | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の向上等を図る建築物に対する形態制限の緩和許可等に係る手数料の額を規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | | | 旧 | | |
|---|---|----------------|---|--|----------|
| (確認、検査等の手数料) | | | (確認、検査等の手数料) | | |
| 第68条 略 | | | 第68条 略 | | |
| 2～8 略 | | | 2～8 略 | | |
| 9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 | | | 9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 | | |
| 項 | 区分 | 金額 | 項 | 区分 | 金額 |
| (中略) | | | (中略) | | |
| 8 | 略 | | 8 | 略 | |
| 8の2 | <u>法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をしようとする者</u> | <u>27,000円</u> | | | |
| (中略) | | | (中略) | | |
| 15 | <u>法第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号の規定による許可の申請をしようとする者</u> | 160,000円 | 15 | <u>法第55条第3項第1号又は第2号の規定による許可の申請をしようとする者</u> | 160,000円 |

| 新 | | | 旧 | |
|---------|---------------------------------|----------|---------|---|
| (中略) | | | (中略) | |
| 17 | 略 | | 17 | 略 |
| 17の2 | 法第58条第2項の規定による許可 の申請をしようとする者 | 160,000円 | | |
| (以下略) | | | (以下略) | |
| 備考 略 | | | 備考 略 | |
| 10、11 略 | | | 10、11 略 | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立人権文化センター市民文化ホールについて、現在その供用を休止していることを踏まえ、市有財産の有効活用の観点から、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想に基づく和泉市立人権文化センター及び和泉市立青少年センターの移転及び機能集約に先立って、廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立人権文化センター条例（平成13年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | | | | | | | | | 旧 | | | | | | | | |
|--|-------|--------|--------|-----------|-----------|-------|--------|--------|--|-------|--------|--------|-----------------------|-----------|-------|--------|--------|
| (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | |
| 名称 | | | | 位置 | | | | | 名称 | | | | 位置 | | | | |
| 和泉市立人権文化センター本館 | | | | 略 | | | | | 和泉市立人権文化センター本館 | | | | 略 | | | | |
| | | | | | | | | | <u>和泉市立市民文化ホール</u> | | | | <u>和泉市伯太町六丁目1番20号</u> | | | | |
| (以下略) | | | | | | | | | (以下略) | | | | | | | | |
| 別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金 | | | | | | | | | 別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館及び和泉市立市民文化ホール基本料金 | | | | | | | | |
| (単位：円) | | | | | | | | | (単位：円) | | | | | | | | |
| 利用時間 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・ 午後 | 午後・ 夜間 | 全日 | 1時間当たり | | 利用時間 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・ 午後 | 午後・ 夜間 | 全日 | 1時間当たり | |
| | 9:00～ | 13:00～ | 18:00～ | 9:00～ | 13:00～ | 9:00～ | 9:00～ | 13:00～ | | 9:00～ | 13:00～ | 18:00～ | 9:00～ | 13:00～ | 9:00～ | 9:00～ | 13:00～ |
| 利用室名 | 12:00 | 17:00 | 22:00 | 17:00 | 22:00 | 22:00 | 13:00 | 22:00 | 利用室名 | 12:00 | 17:00 | 22:00 | 17:00 | 22:00 | 22:00 | 13:00 | 22:00 |

| 新 | | 旧 | | | | | | | | | |
|---|---|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| (中略) | | (中略) | | | | | | | | | |
| 5階料理教室 | 略 | 5階料理教室 | 略 | | | | | | | | |
| | | 市民文化ホール | 休日 | 26,250 | 35,000 | 35,000 | 61,250 | 70,000 | 96,250 | 8,750 | 8,750 |
| | | | 平日 | 21,000 | 28,000 | 28,000 | 42,000 | 49,000 | 63,000 | 7,000 | 7,000 |
| 備考 | | 備考 | | | | | | | | | |
| <p>1 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>2 利用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>3 略</p> | | <p>1 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。</p> <p>2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が市民文化ホール以外の施設を利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>3 利用者が市民文化ホール以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>4 略</p> | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>4 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合（以下「延長利用の場合」という。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。）につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。</p> <p>5 大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金の0.4倍の額（延長利用の場合にあつては、1時間につき、当該延長時間に係る区分の1時間当</p> | <p>5 <u>利用者が市民文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本料金の1.3倍の額</u></p> <p>(2) <u>入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本料金の1.5倍の額</u></p> <p>(3) <u>入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本料金の2倍の額</u></p> <p>6 <u>市民文化ホールを利用する日の属する月の3月前の1日から利用する日の当日までの間に申請して同ホールを利用する場合の使用料は、基本料金（入場料等を徴収する場合にあつては、前項の規定により算出した額）の0.75倍の額とする。</u></p> <p>7 <u>市民文化ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、基本料金の0.4倍の額（前項の場合にあつては、基本料金の0.3倍の額）とする。</u></p> <p>8 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合（以下「延長利用の場合」という。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。）につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。<u>ただし、第6項の場合における使用料の算出については、同項の規定は、適用しない。</u></p> <p>9 <u>市民文化ホール又は大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金（市民文化ホールの舞台のみを利用する場合にあつては、基本料金の0.4倍の</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額)とする。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 表 略</p> <p>和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 表 略</p> | <p>額。以下この項において同じ。)の0.4倍の額(延長利用の場合にあつては、1時間につき、<u>許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額)とする。</u></p> <p><u>10</u> 略</p> <p>和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 表 略</p> <p>和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 表 略</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 13 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特別職の職員で非常勤のものが公務に出席する際の費用弁償の取扱いを変更するとともに、行政委員会の委員報酬について、府内他市の状況を踏まえた額に改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 市外に住所又は居所がある特別職の職員（市内に通勤し、又は通学している者を除く。）が公務に出席したときは、その出席について費用弁償として旅費を支給する。</u></p> <p>3 前項の特別職の職員以外の特別職の職員が報酬を辞退したときは、費用弁償として公務への出席に要した交通費を報酬の額を超えない範囲内で旅費として支給することができる。</p> <p>4 前3項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、<u>和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の規定を準用する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>農業委員会委員又は農地利用最適化推進委員が総会に出席したときは、費用弁償として日額600円を支給する。</u></p> <p>4 特別職の職員が報酬を辞退したときは、費用弁償として公務への出席に要した交通費を報酬の額を超えない範囲内で旅費として支給することができる。</p> <p>5 <u>前項の規定により支給する旅費の種類（旅費条例第3条に規定する旅費の種類をいう。）は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、旅費の額及び支給方法は、<u>旅費条例</u>の規定を準用する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> |

| 新 | | 旧 | |
|-----------------------------|-------------|---------------------------|-------------|
| 特別職の職員で非常勤のもの | | 特別職の職員で非常勤のもの | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 教育委員会委員 | 月額 125,000円 | 教育委員会委員 | 月額 95,000円 |
| 市議会議員の中から選任された監査委員 | 月額 34,000円 | 市議会議員の中から選任された監査委員 | 月額 30,000円 |
| 識見を有する者の中から選任された監査委員 | 月額 128,000円 | 識見を有する者の中から選任された監査委員 | 月額 97,000円 |
| 選挙管理委員会委員長 | 月額 44,000円 | 選挙管理委員会委員長 | 年額 406,000円 |
| 選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。） | 月額 33,000円 | 選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。） | 年額 283,000円 |
| 公平委員会委員長 | 月額 30,000円 | 公平委員会委員長 | 年額 231,000円 |
| 公平委員会委員（委員長である委員を除く。） | 月額 24,000円 | 公平委員会委員（委員長である委員を除く。） | 年額 179,000円 |
| 農業委員会会長 | 月額 39,000円 | 農業委員会会長 | 年額 320,000円 |
| 農業委員会副会長 | 月額 29,000円 | 農業委員会副会長 | 年額 251,000円 |
| 農業委員会委員（会長及び副会長である委員を除く。） | 月額 28,000円 | 農業委員会委員（会長及び副会長である委員を除く。） | 年額 208,000円 |
| 農地利用最適化推進委員 | 月額 28,000円 | 農地利用最適化推進委員 | 年額 208,000円 |
| 固定資産評価審査委員会委員長 | 日額 11,000円 | | |
| 固定資産評価審査委員会委員（委員長である委員を除く。） | 日額 9,000円 | 固定資産評価審査委員会委員 | 日額 9,000円 |
| (以下略) | | (以下略) | |
| 備考 略 | | 備考 略 | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 14 号

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

高度の専門的な知識経験を有する法曹有資格者を特定任期付職員として採用するに当たり、任期付職員の給与の特例を定めるために、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p data-bbox="286 644 958 679"><u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u></p> <p data-bbox="248 700 338 735">(趣旨)</p> <p data-bbox="199 756 1122 959">第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="248 979 600 1015">(職員の任期を定めた採用)</p> <p data-bbox="199 1035 1122 1294">第2条 任命権者は、<u>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p data-bbox="199 1315 1122 1406">2 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のい</p> | <p data-bbox="1218 644 1854 679"><u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u></p> <p data-bbox="1180 700 1270 735">(趣旨)</p> <p data-bbox="1131 756 2054 959">第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>職員の任期を定めた採用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1180 979 1532 1015">(職員の任期を定めた採用)</p> <p data-bbox="1131 1315 2054 1406">第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>れかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) ～ (4) 略 (傷病による休職期間の特例)</p> <p>第7条 略 <u>(特定任期付職員の給与に関する特例)</u></p> <p>第8条 <u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、472,000円とする。</u> <u>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</u></p> <p>第9条 <u>和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。)第5条、第6条、第13条、第14条、第14条の3、第17条から第19条まで、第23条、第24条及び第26条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第24条の2及び第25条第2項の規定の適用については、同条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉</u></p> | <p><u>掲げる場合</u>のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) ～ (4) 略 (傷病による休職期間の特例)</p> <p>第7条 略</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--------------------------|
| <p><u>市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の165」とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p> | <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)
- 和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員</u>(以下「任期</p> | <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員</u>(以下「任期付</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4、5 略</p> | <p>短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4、5 略</p> |

(和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。</p> <p>ア、イ 略</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。</p> <p>ア、イ 略</p> |

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び同条例第2条又は第3条の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> | <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び同条例第2条又は第3条の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> |

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第</p> | <p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> | <p>条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> |

（和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「職員」</p> | <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「職員」とい</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>という。)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 略</p> | <p>う。)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 略</p> |

議案第 15 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合は、<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合は、<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 20 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15)略</p> <p>(15)の2 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号及び別表第1の3において「旧法」という。)</u></p> <p>第8条第1項本文の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</p> <p>(15)の3 <u>旧法第12条第1項の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の4、(16)略</p> <p>(16)の2 <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項及び第38条の4第24項の規定に基づく</u></p> | <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15)略</p> <p>(15)の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</p> <p>(15)の3 <u>宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の4、(16)略</p> <p>(16)の2 <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第13項及び第38条の4第22項の規定に基づく</u></p> |

| 新 | | | 旧 | | |
|---|--------------------------------------|-------------------------------------|---|---|------------------------------------|
| 特定の民間再開発事業認定申請 1件につき31,000円 (16)の3 略 (16)の4 租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に 基づく地区外転出事情認定 1件につき24,000円 (17)～(42) 略 2～5 略 別表第1の3 (第2条関係) | | | 特定の民間再開発事業認定申請 1件につき31,000円 (16)の3 略 (16)の4 租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定に 基づく地区外転出事情認定 1件につき24,000円 (17)～(42) 略 2～5 略 別表第1の3 (第2条関係) | | |
| 項 | 区分 | 手数料の額 | 項 | 区分 | 手数料の額 |
| 1 | 旧法第8条第1項本文の規定による許可の申請をしようとする者 | 略 | 1 | 宅地造成等規制法(以下この表において「法」という。)第8条第1項本文の規定による許可の申請をしようとする者 | 略 |
| 2 | 旧法第12条第1項の規定による許可の申請をしようとする者 | 略 | 2 | 法第12条第1項の規定による許可の申請をしようとする者 | 略 |
| 3 | 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による書面の交付を受けようとする者 | 旧法第2条第2号の規定による宅地造成に関する工事でないことを証する書面 | 3 | 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による書面の交付を受けようとする者 | 法第2条第2号の規定による宅地造成に関する工事でないことを証する書面 |
| | | 旧法第8条第1項本文及び第12条第1項の規定 | | | 略 |

| 新 | | | 旧 | | |
|---|--|-----------------------|---|--|-----------------------|
| | | による許可を受けたこと を証する書面 | | | による許可を受けたことを 証する書面 |

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 21 号

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定について

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）による規制が及ばない空き長屋等において、当該空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、当該法による規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等及び空き長屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、適切な維持管理がなされていない空家等に関して維持管理に必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の定めるところによる。

- （1）長屋 2戸以上の住戸を有する一の建築物であって、隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間において内部で往来することができない完全に分離された構造を有するもののうち、廊下、階段等の共用部分を有しないものをいう。
- （2）空き長屋等 1戸以上の住戸において居住その他の使用がなされていないことが常態である長屋若しくは共同住宅（全ての住戸において居住その他の使用がなされていないことが常態であるものを除く。）の居住その他の使用がなされていないことが常態である住戸及びその敷地又はこれに附属する工作物（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （3）特定空き長屋等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き長屋等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空き長屋等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き長屋等の適切な管理に努めるものとする。

(立入調査等)

第5条 市長は、空き長屋等の所在及び当該空き長屋等の所有者等を把握するための調査その他空き長屋等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第8条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、空き長屋等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員等を空き長屋等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き長屋等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空き長屋等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空き長屋等の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き長屋等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空き長屋等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(所有者等による空き長屋等の適切な管理の促進)

第7条 市長は、所有者等による空き長屋等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(特定空き長屋等に対する措置)

第8条 市長は、特定空き長屋等の所有者等に対し、当該特定空き長屋等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空き長屋等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き長屋等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空き長屋等に設置することができる。この場合においては、当該特定空き長屋等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 11 第3項の規定による命令については、和泉市行政手続条例（平成9年和泉市条例第16号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（代執行）

第9条 市長は、前条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（緊急安全措置）

第10条 市長は、特定空家等又は特定空き長屋等により市民の生命、身体又は財産に被害が及ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等又は特定空き長屋等に対して、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた特定空家等又は特定空き長屋等の所有者等に対し、当該措置を行った旨を通知するものとする。ただし、過失がなく、当該措置を講じた特定空家等又は特定空き長屋等の所有者等を確認することができないときは、その旨を公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該特定空家等又は特定空き長屋等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。ただし、過失がなく、当該特定空家等又は特定空き長屋等の所有者等を確認することができないときその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（過料）

第11条 第8条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第5条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

議案第 23 号

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、その保護を停止されている者が重度障がい者医療、ひとり親家庭医療及びこども医療における助成対象となることから、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、関係条例を整理することを目的とする。

（和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（対象者）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>3、4 略</p> | <p>（対象者）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>3、4 略</p> |

(和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者<u>(その保護を停止されている者を除く。)</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) 略</p> | <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) 略</p> |

(和泉市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 和泉市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---------------------------|---------------------------|
| <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> | <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 略</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 略</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 24 号

和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い発生する条ずれの整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

和泉市こども・子育て会議条例（平成25年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、和泉市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 こども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、和泉市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 こども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 25 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、府費負担教職員との均衡を図るために、給与等について特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第2条第2項の規定により採用された教育職員（以下「市費負担教育職員」という。）について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（給与の特例）

第2条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

2 給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、市費負担教育職員には、別表に定める給料表（以下「給料表」という。）を適用する。

3 給与条例第6条第2項の規定にかかわらず、新たに給料表の適用を受ける市費負担教育職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

（教職調整額）

第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員にその者の給料月額 $\frac{100}{4}$ に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。

2 市費負担教育職員に係る給与条例第10条、第11条、第14条の2、第25条及び第26条の規定の適用については、前項の教職調整額は、給料とみなす。

（教員特殊業務手当）

第4条 市費負担教育職員が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を給与の支給方法に準じて支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務
 - (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの
 - (3) 教育委員会規則で定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの
 - (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、及び実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導の業務で、和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日若しくは同条例第7条第2項に規定する休日、宿直勤務若しくは日直勤務を命ぜられて当該勤務を行う日又は勤務時間条例第6条の2第1項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部が超勤代休時間に指定された日（以下「週休日等」という。）に行うもの
- 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 業務 | 区分 | 手当の額 |
|-------------|----------------------------------|---|
| 前項第1号に掲げる業務 | 1 週休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。 | 前項第1号アに掲げる業務にあつては8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規則で定める場 |
| | 2 週休日等以外の日において、正規の勤務時 | |

| | | |
|------------------|---|---|
| | 間以外に従事した時間が6時間以上であるとき。 | 合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあつては7,500円 |
| | 3 週休日等において、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき。 4 週休日等以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。 | 前項第1号アに掲げる業務にあつては4,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(教育委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)、同号イ及びウに掲げる業務にあつては、3,750円 |
| 前項第2号及び第3号に掲げる業務 | その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。 | 5,100円 |
| 前項第4号に掲げる業務 | 1 週休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。 | 3,600円 |
| | 2 週休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき。 | 1,800円 |

(義務教育等教員特別手当)

第5条 市費負担教育職員には、義務教育等教員特別手当を給与の支給方法に準じて支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、22,900円を超えない範囲内で、号給の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(宿日直手当の特例)

第6条 市費負担教育職員に係る給与条例第23条の規定の適用については、同項中「4,200円」とあるのは「6,700円」と、「2,100円」とあるのは「3,350円」とする。

(期末手当の特例)

第7条 市費負担教育職員に係る給与条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の120」とする。

(勤勉手当の特例)

第8条 市費負担教育職員に係る給与条例第26条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の47.5」とあるのは「100分の100」とする。

(退職手当の特例)

第9条 給与条例第37条第3項の規定に関わらず、市費負担教育職員が退職した場合（給与条例第38条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び市費負担教育職員となったときは、給与条例第37条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(給与条例の適用除外)

第10条 市費負担教育職員には、給与条例第17条及び第18条の規定は、適用しない。

(部分休業の特例)

第11条 市費負担教育職員に係る和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）第10条第1項の規定の適用については、同項中「30分」とあるのは「15分」とする。

(休暇の種類の特例)

第12条 勤務時間条例第8条各号の規定にかかわらず、市費負担教育職員の休暇の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 特別休暇

(3) 介護休暇

(4) 子育て部分休暇

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市費負担教育職員給料表

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 163,100 |
| 2 | 164,600 |
| 3 | 166,100 |
| 4 | 167,600 |
| 5 | 169,300 |
| 6 | 171,200 |
| 7 | 173,000 |
| 8 | 174,800 |
| 9 | 176,500 |
| 10 | 178,500 |

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

180,500
182,400
184,200
186,400
188,500
190,700
192,800
195,400
197,800
200,100
202,600
204,200
205,700
207,300
208,700
209,400
210,100
210,800
211,600
212,700
214,600

3 2

3 3

3 4

3 5

3 6

3 7

3 8

3 9

4 0

4 1

4 2

4 3

4 4

4 5

4 6

4 7

4 8

4 9

5 0

5 1

5 2

2 1 6, 4 0 0

2 1 7, 8 0 0

2 1 9, 8 0 0

2 2 1, 8 0 0

2 2 3, 8 0 0

2 2 4, 7 0 0

2 2 6, 6 0 0

2 2 8, 5 0 0

2 3 0, 3 0 0

2 3 2, 2 0 0

2 3 3, 9 0 0

2 3 5, 6 0 0

2 3 7, 3 0 0

2 3 8, 2 0 0

2 4 0, 0 0 0

2 4 1, 8 0 0

2 4 3, 6 0 0

2 4 5, 2 0 0

2 4 6, 7 0 0

2 4 8, 2 0 0

2 4 9, 4 0 0

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

250,400

251,900

253,400

254,800

255,900

257,200

258,400

259,600

260,900

262,300

263,600

264,900

265,900

267,400

268,900

270,400

271,800

273,200

274,600

276,000

276,900

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

278, 200

279, 500

280, 800

282, 100

283, 300

284, 400

285, 500

286, 600

287, 800

289, 000

290, 200

291, 100

292, 100

293, 100

294, 100

294, 900

295, 800

296, 700

297, 600

298, 000

298, 800

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

299,600

300,400

301,300

302,100

302,900

303,700

304,500

305,000

305,500

305,900

306,100

306,300

306,600

306,800

307,000

307,300

307,500

307,800

308,000

308,300

308,600

| | |
|-------|--------------|
| 1 1 6 | 3 0 8, 9 0 0 |
| 1 1 7 | 3 0 9, 1 0 0 |
| 1 1 8 | 3 0 9, 4 0 0 |
| 1 1 9 | 3 0 9, 7 0 0 |
| 1 2 0 | 3 0 9, 9 0 0 |
| 1 2 1 | 3 1 0, 1 0 0 |
| 1 2 2 | 3 1 0, 3 0 0 |
| 1 2 3 | 3 1 0, 5 0 0 |
| 1 2 4 | 3 1 0, 7 0 0 |
| 1 2 5 | 3 1 0, 9 0 0 |

議案第 26 号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|--|------------------------------|
| <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> | <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------|
| <p><u>らない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 略 <u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる</u></p> | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>よう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> | <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 27 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|------------------------------|
| <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない</u></p> | <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>い。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければな</u></p> | |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>らない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> | <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> |

第2条 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|----------------|--|
| <p>第13条 削除</p> | <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。
(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 28 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い発生する条項ずれの整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---------|--|
| 第26条 削除 | <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、 <u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> |

第2条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|-----------------|-----------------|
| (利用定員) 第4条 略 | (利用定員) 第4条 略 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2)幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3)保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合におい</p> | <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2)幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3)保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>ては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4、5 略</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法</p> | <p>においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4、5 略</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> | <p>(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア）<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>（イ）<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対</p> | <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア）<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>（イ）<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア）<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ）<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>（4）、（5）略</p> <p>5、6 略</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園</p> | <p>する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア）<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ）<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>（4）、（5）略</p> <p>5、6 略</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供す</p> | <p>課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供す</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>る場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除</p> | <p>る場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条</p> | <p>く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置</p> | <p>第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第2号</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利</p> | <p>を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3、4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p> | <p>的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3、4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用</p> | <p>それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> | <p>保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号</p> | <p>ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項</p> |

| 新 | 旧 |
|----------------------------|-------------------------------|
| ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 | 第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 29 号

和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市美術館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市美術館条例（昭和57年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 美術に対する知識及び教養の向上並びに芸術の創造及び普及に資する施設として、次のとおり美術館を設置する。</p> <p>名称 和泉市久保惣記念美術館</p> <p>位置 和泉市内田町三丁目6番12号</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 美術に対する知識及び教養の向上並びに芸術の創造及び普及に資する施設として、<u>和泉市は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、次の</u>とおり美術館を設置する。</p> <p>名称 和泉市久保惣記念美術館</p> <p>位置 和泉市内田町三丁目6番12号</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。